

# 熊本市女性の職業生活における活躍推進計画

(熊本市男女共同参画基本計画一部抜粋)

平成29年3月



## 1 計画策定の背景と目的

現在、本市では、性別にとらわれず、家庭、職場、地域、学校など様々な分野において参画する機会を得ることで、一人ひとりの個性と能力を発揮しながら、共に責任を担って協力していく男女共同参画社会を実現するため、「多様な能力・視点を活かす社会環境の整備」、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」、「男女でともに参画する地域活動の推進」等を重点事項と定め、様々な取り組みを進めています。

そのような中、平成28年4月14日及び16日に発生した一連の熊本地震により、本市は市民生活と地域経済に甚大な被害を受けました。

生活環境の急激な変化により、これからの生活に不安を抱える市民が多数いる中、性別・年齢を問わず誰もが復興に向けて力を合わせていくためには、これまで以上に女性が安心して働き続けられる職場環境の整備や、男性も含めた働き方の見直し、労働者一人ひとりの生産性の向上などを図っていく必要があります、女性が自分の希望する場で自分の能力を発揮し、やりがいを持って活躍できる風土づくりが必要です。

また、女性の職業生活における活躍を推進するためには、職場だけではなく、家庭、地域等、本市で生活する市民一人ひとりの理解と協力が不可欠です。

このことから、あらゆる職場で女性が活躍できる熊本市の実現に向け、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を計画的かつ効果的に進めるための指針として、「熊本市女性の職業生活における活躍推進計画（仮称）」を策定するものです。

## 2 計画の策定の方向性

平成27年9月に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」において、市町村は、国が定めた基本方針及び都道府県計画を勘案して、地域における女性の職業生活における活躍を推進するための計画を策定するよう努めるものとされており（第6条第2項）、この計画は相談体制、両立支援、職業教育の充実等の取組み事項を記載するものであり、男女共同参画計画と一体のものとして策定できるものとされています。

また、本市では、「男女がともにいきいきと、個性と能力を発揮できるまち」を目指して、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ長期的な視点に立って推進するため、「熊本市男女共同参画基本計画」を策定しています。

女性の職業生活における活躍に向けた取り組みは、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みと方向性を一にするものであることから、これらを一体的に推進します。

このことから、国が定めた基本方針及び熊本県が定めた「女性活躍推進法に基づく推進計画」も勘案し、「熊本市男女共同参画基本計画」のうち女性の職業生活における活躍の推進に関する具体的施策3～11を、女性活躍推進法に定める「市町村推進計画」として位置づけ、本市における女性の職業生活における活躍を推進していきます。

### 3 計画期間

平成29年度～平成30年度

＊「熊本市男女共同参画基本計画」の計画期間が平成30年度に終了するため

### 4 数値目標

平成30年までに女性の管理職比率20%を目指します

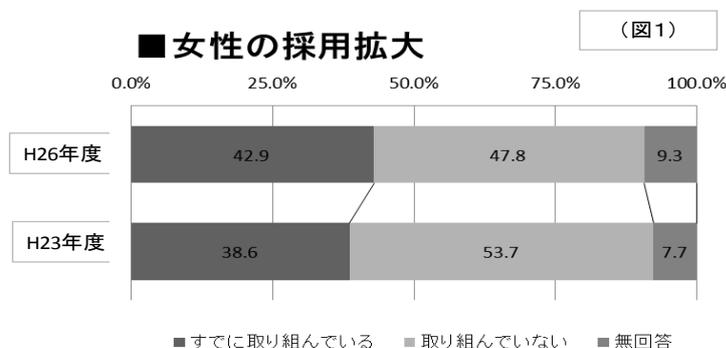
〈参考〉 企業意識・実態調査 18.1%（平成26年度）

### 5 計画の概要

#### (1) 働く場における女性の活躍推進

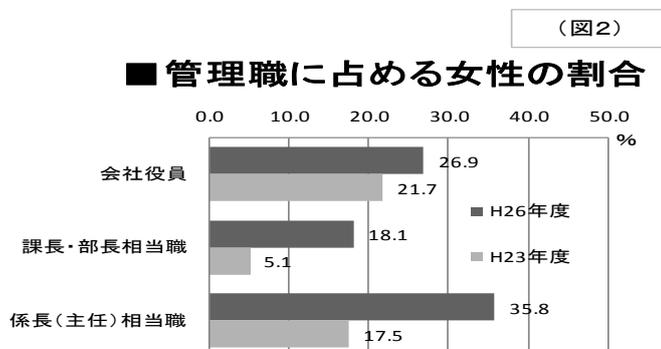
##### ①現状と課題

企業意識実態調査（調査対象事業所：1,200事業所、回収率：47.1%）では、女性の活躍推進として取り組んでいる企業は約43%と半数にも届かず、取り組んでいない企業の割合（約48%）をやや下回っています。（図1）



また、企業における女性管理職の割合は、課長・部長相当職において18.1%と3年前に比べ（5.1%）3倍以上に上昇しています。（図2）

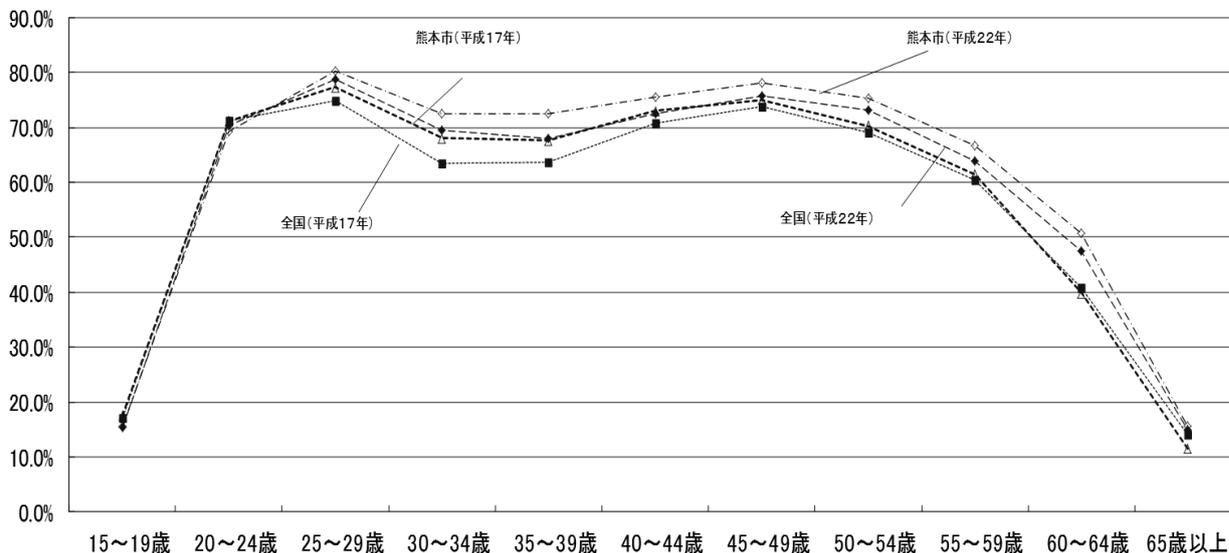
しかし、女性の能力発揮は十分とはいえない状況であり、働く場における男性中心の企業意識・慣行は未だに解消されないようです。



また、本市の20代から50代までの女性の労働力率は徐々に上がってきており、全国平均をやや上回っていますが、子育て等のために退職する女性も未だに多いのが実情です。働くことの意義は、経済的な自立を促進することだけではなく、自己実現や社会貢献の手段にもなり得ます。(図3)

■女性の年齢階級別労働力率

(図3)



女性のライフイベントに応じた働き方ができる職場環境を整備するとともに、出産等による退職後も希望に応じた働き方の選択ができるような支援が必要です。

企業に対しては、意識啓発や支援等の情報提供、個人の女性に対しては、就労継続・キャリアアップ、再就職支援等行っていく必要があります。

## ②施策の方向性

社会の各分野に、男女がともに対等な構成員として、意欲を持って参画でき、その能力を発揮できるための意識の醸成に取り組めます。また、政策・方針決定過程に男女が共に参画できる機会の確保とともに、女性はその能力を発揮できるための支援を行います。

## ③具体的施策 (◎…重点項目)

### I 政策・方針決定過程への女性の参画促進

- 市の審議会等や行政委員会における女性の登用促進
- ◎「男女共同参画社会実現に向けた企業意識・実態調査」などの機会を捉えた、事業所における女性の登用促進
- 学校における女性校長・教頭などの登用促進のための環境整備
- さまざまな分野で活躍している女性の情報を掲載している「女性人材リスト」の充実と活用

- ◎女性の社会参画の必要性や意欲を高める講座の実施
- 校区自治協議会、町内自治会、PTAなど、さまざまな地域活動における意思決定過程への女性の参画の促進

## II 市役所における男女共同参画の推進

- 市役所管理・監督職への女性職員の登用促進
- 市役所におけるメンター制度の活用についての検討、ポジティブ・アクションの推進による女性のキャリア形成への支援
- ◎年次有給休暇などの取得促進や超過勤務の削減など、市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進
- セクハラ・パワハラやDVに関する職員研修の実施

## III 女性の起業・就業支援

- 「資格取得講座」「再就職支援セミナー」など、就労に結びつく学習機会、相談の実施
- 「起業家支援セミナー」の開催やマザーズコーナーなどの関係機関との連携による就業に関する情報提供
- 就業機会が少ない障がい者・母子家庭の母などを継続して雇用した事業主への雇用奨励金や職業訓練受講料助成などの経済支援
- 「母子自立支援プログラムの策定」「母子家庭等自立支援給付金の支給」など、ひとり親家庭に対する就労支援
- ◎農林水産業における女性担い手の育成及び活動支援

## IV 女性のキャリアアップ支援

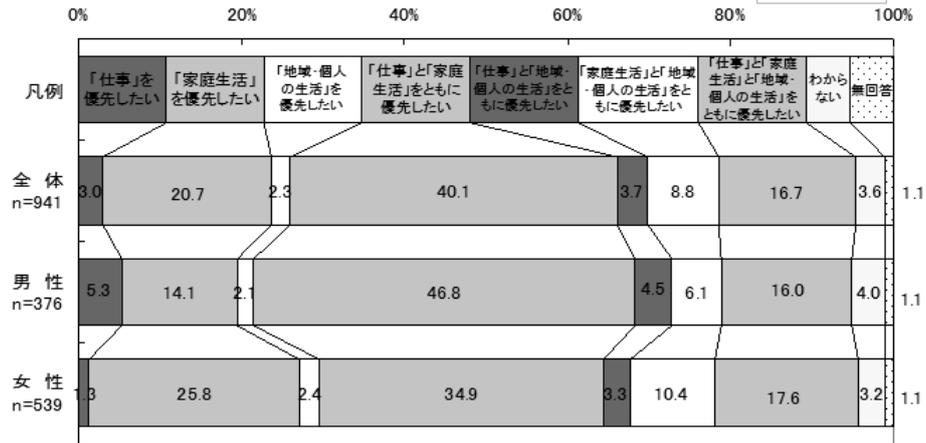
- ◎「キャリアアップセミナー」など女性の意欲と能力向上を図るための講座の開催
- ◎女性の意欲と能力活用について、事業所の自主的かつ積極的な取り組みを促すための情報提供

### (2) ワーク・ライフ・バランスの推進

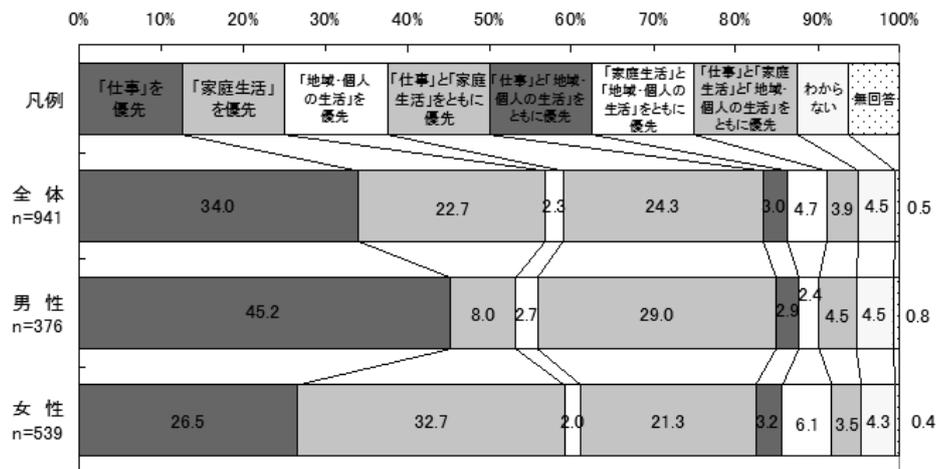
#### ①現状と課題

平成25年度の男女共同参画市民意識調査（調査対象：3,200人、有効回答率：29.4%）では、生活の上で優先したいものでは、仕事と家庭生活をともに優先したいと希望する人の割合が男女とも高いものの、現実の生活では希望に沿ったバランスがとれず、男性は仕事、女性は家庭生活を優先している人の割合が高いことがわかりました。（図4、5）

■生活をする上で優先したいもの (図4)

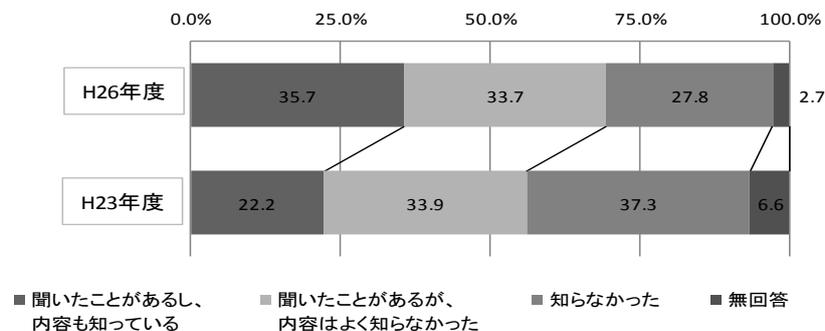


■生活をする上で優先していること (図5)

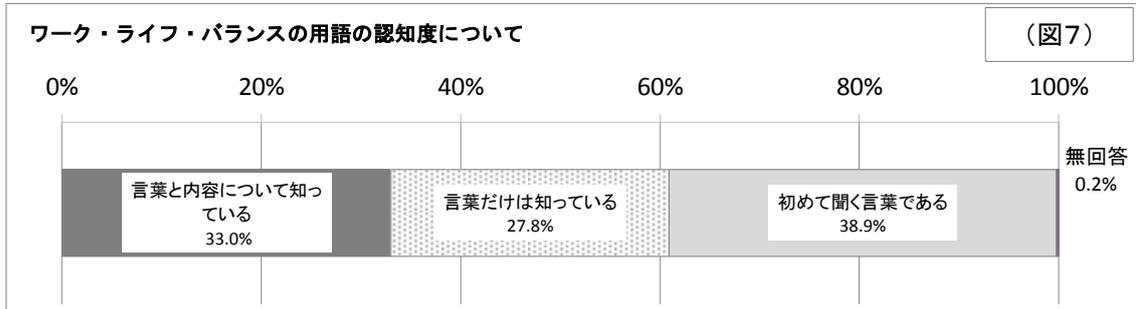


また、企業意識実態調査における、ワーク・ライフ・バランスの市内企業認知度は、35.7%とまだまだ低い状況です。(図6)

■ワーク・ライフ・バランスの認知度 (図6)



さらに、熊本市役所職員のアンケート調査（調査対象：5,629人、有効回収率：29.8%）では、約4割がワーク・ライフ・バランスという言葉を知らないという結果でした。（図7）



企業や市役所内におけるワーク・ライフ・バランスに関する情報の提供及び働き方の改革の必要性など、促進を強化していく必要があります。

## ②施策の方向性

ワーク・ライフ・バランスを推進するために、市民や事業者に対して、その意義や成果について周知するとともに、社会全体で育児や介護などを支える環境づくりに取組みます。

## ③具体的施策（◎…重点項目）

### V 多様な働き方への理解を促す情報の提供

- ◎ワーク・ライフ・バランスに関する講座の開催などによる啓発及び情報の提供
- テレワークに関する講演会の開催などによる啓発及び就業支援

### VI 事業者と連携したワーク・ライフ・バランスの推進

- ◎企業活動の先進的取り組み事例の紹介など、地場企業に向けたワーク・ライフ・バランスに関する情報提供
- 育児・介護休業法など関係法令の情報収集と周知

## (3) 子育て・介護・家庭生活への支援

### ①現状と課題

職業生活を営む女性が、結婚、妊娠、出産、育児、介護等の理由によりやむを得ず退職することが多いこと、またその他の家庭生活に関する理由が職業生活に与える影響もあります。

家族を構成する男女相互の協力と社会の支援があつてこそ、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立といえます。

子育て支援や介護支援の充実など、多様なニーズに対応し、育児や介護と仕事を両立するための基盤づくりが必要です。

### ②施策の方向性 【再掲】

ワーク・ライフ・バランスを推進するために、市民や事業者に対して、その意義や成果について周知するとともに、社会全体で育児や介護などを支える環境づくりに取り組みます。

③具体的施策（◎…重点項目）

**Ⅶ 子育てに関する支援**

- 「児童手当」「子ども医療費の助成」など、子育て家庭に対する経済的な支援や相談体制の充実に向けた取り組み
- 多様なニーズに対応した保育サービスの充実や待機児童解消に向けた取り組み
- 児童育成クラブ、ファミリー・サポート・センター、病児・病後児保育事業などによる子育て支援
- ◎「よかパパ宣言」などによる父親の子育て参画の支援

**Ⅷ 介護に関する支援**

- 施設・在宅介護など高齢者・障がい者のある人に対する介護サービスの実施
- 民生委員や社会福祉協議会などとの連携による地域における介護支援の実施

**Ⅸ 家庭生活など仕事以外の生活への男性の参画支援**

- 「男のライフセミナー」「親子料理教室」など家庭生活に関する講座の実施

[出典]

- 図1.2.6 「男女共同参画社会実現に向けた企業意識・実態調査」平成27年1月実施
- 図3 「男女共同参画基本計画（国勢調査より作成）」平成26年3月改訂
- 図4.5 「男女共同参画に関する市民意識調査」平成25年12月実施
- 図7 「男女共同参画に関するアンケート調査（市職員対象）」平成26年12月実施